

# 足立区重症心身障がい児(者)等 在宅レスパイト事業のご案内

## サービス 内容

医療的ケアが必要な重症心身障がい児(者)や医療的ケア児のご自宅およびお子様が通っている学校(学校の敷地内に限ります)に、訪問看護師を派遣し、日頃ご家族が行っている医療的ケアや療養上の世話(食事介助、排泄介助、体位変換など)をご家族の代わりに行います

安全にサービスを提供するため、この事業を利用できる訪問看護事業所は、ご自身が訪問看護サービスを受けている事業所に限ります

## サービス を利用 できる方

下記の3つすべてに該当する方で、かつ①、②のいずれかにあてはまる方

- ・ 区内に住所がある方
- ・ 在宅で家族等による介護を受けている方
- ・ 現在訪問看護サービスにより医療的ケアを受けている方

① 重度の知的障がい(愛の手帳1・2度程度)と重度の肢体不自由(身体障害者手帳1・2級程度で自ら歩くことができない)が重複している方

② 18歳未満で日常生活を営むために対象となる医療的ケアが必要な方

<学校への訪問看護師派遣>

在宅レスパイト事業を利用している方で、下記のア、イすべてに該当する方

ア 保護者が、小学校等で対象者の医療的なケアを日常的に行っている方

イ 保護者に代わり、看護師等が小学校等で対象者の医療的なケアを行うことについて、小学校等の学校長が認めている方

※ 学校への訪問看護師派遣を希望する場合は、申請書とは別に事前に学校から「承諾書」を出していただく必要があります。



どんな医療的ケアが対象になりますか？

該当する医療的ケアは以下のとおりです。

- ① 人工呼吸器管理  
毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどを含む
- ② 気管内挿管、気管切開
- ③ 鼻咽頭エアウェイ
- ④ 酸素吸入
- ⑤ 1日6回以上の頻回な吸引
- ⑥ ネブライザー(1日に6回以上または継続使用)
- ⑦ 中心静脈栄養(IVH)
- ⑧ 経管(経鼻・胃ろうを含む)
- ⑨ 腸ろう・腸管栄養
- ⑩ 継続する透析(腹膜灌流を含む)
- ⑪ 人工膀胱を含む定期導尿(1日3回以上)
- ⑫ 人工肛門



## 利用時間

- ・利用者お一人につき、**年間288時間**までの利用時間
- ・1回あたりの利用時間は**2時間から、以降30分単位で4時間まで**(下表参照)
- ・一日複数回利用することも可能です  
(例)6時間の利用の場合:4時間1回+2時間1回(計2回利用)

- \* 訪問看護師の派遣は通常1人ですが、看護師を2名派遣した場合は当該時間を2回利用したことになります(例:2人派遣で2時間利用→下表2時間を2回利用、利用時間は4時間)
- \* 複数の看護師の派遣や、長時間の看護師派遣など、訪問看護事業所の体制により派遣が困難な場合もありますのでご了承ください
- \* 複数事業所利用の場合や学校への訪問看護師派遣の場合も利用時間は1人分の288時間です

## 利用料

所得に応じて利用料が異なります

利用時間	2時間	2時間30分	3時間	3時間30分	4時間
生活保護世帯または区民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
障がい者 区民税所得割16万円未満	370円	460円	550円	640円	740円
障がい児 区民税所得割28万円未満	180円	220円	270円	310円	360円
上記以外の世帯	1,500円	1,880円	2,200円	2,630円	3,000円

## 問合せ・申込先

お住まいの地域を管轄する障がい援護課各援護係にお問合せください

- \* 西部援護係(西部福祉課内)  
電話 03-3897-5034 FAX 03-3856-7229
- \* 千住援護係(千住福祉課内)  
電話 03-3888-3146 FAX 03-3888-5344
- \* 中部援護第一係(区役所北館1階)  
電話 03-3880-5881 FAX 03-3880-5754
- \* 東部援護係(東部福祉課内)  
電話 03-3605-7520 FAX 03-5697-6560
- \* 北部援護係(北部福祉課内)  
電話 03-5831-5799 FAX 03-3860-5077

★訪問看護事業所との委託契約に関する問合せ先★

障がい援護課 援護管理係(区役所北館1階)

電話 03-3880-0705(直通)

FAX 03-3880-5754

Mail s-engu@city.adachi.tokyo.jp

